

ABL（流動資産担保融資）をめぐる日中両国法の比較研究

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 季, 晓燕 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000329

2023年度 法学研究科

博士学位請求論文（要旨）

ABL（流動資産担保融資）をめぐる日中両国法の比較研究

民事法学専攻

季 暁燕

1 問題意識と目的

近時の日本における金融実務では在庫商品や売掛債権などの流動資産を担保に融資を受ける ABL（Asset-Based-Lending）が注目されているが、ABL を構成する集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保はいずれも非典型担保であり、民法に条文が置かれておらず、その有効要件と対抗要件は専ら判例によって形成されてきた。最近の担保法改正の議論においても、譲渡担保権の明文化と動産・債権譲渡登記の充実が重要な争点とされており、ABL それ自体の明文規定の設置についても関心が高まっている。中国においても同様に、ABL に対する関心や需要の高まりが見られるが、中国では集合動産を担保目的物とした浮動動産抵当に関する明文規定がすでに民法に置かれている点や、債権譲渡担保とともに債権質権の利用が盛んである点など、日本とは異なる事情も存在する。本稿では、ABL を構成する主要な担保である集合動産担保と集合債権担保について、日本と中国における現時点の法状況を解明するとともに、両国における従来の判例学説ならびに法改正に向けた動向の分析を踏まえ、ABL をめぐる両国の取り組みの問題点を明らかにして、ABL を円滑に運用するためにどのような法整備を進めるべきかの指針を提示するものである。

2 構成及び各章の要約

本稿は、ABL を構成する主要な担保である集合動産担保と集合債権担保について日本法（第1編）と中国法（第2編）における現在までの判例学説ならびに法改正に向けた動きを分析したうえで、ABL をめぐる日中両国法の比較を試み、中国での法整備に向けて日本法から得られる示唆を解明するものである（第3編）。

第1編では日本法における ABL 関係の判例学説を分析する。まず、第1章は集合動産譲渡担保をめぐる判例学説を考察する。第1節では集合動産譲渡担保は担保目的物の種類を考察する。第2節は集合動産譲渡担保の目的物について集合物論と分析論をめぐる議論状況を検討する。第3節では集合動産譲渡担保の有効要件について、種類、所在場所、量的範囲により集合物の範囲を特定すること（特定性要件）を有効要件とする判例（最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁、最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁）を分析し、一物一権主義ならびに集合物論と特定性要件との関係を論じた。第4節は集合動産譲渡担保権の第三者対抗要件について、民法183条の占有改定で足りるとする判例（最高裁昭和62年判決）の問題点を明らかにして、特別法上の動産譲渡登記と占有改定との関係性を明らかにした。第5節では、譲渡担保権設定から私的実行に至るまでの担保動産の処分権について、通常の営業の範囲内で設定者に処分権を認めた判例（最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁）を分析し、「通常の営業の範囲内」という基準の問題点を解明した。そして、設定者に動産の処分権を認めたことにより懸念される担保価値の減少に対処するために、第6節では設定者に担保価値維持義務を課すべきことを論じ、抵当権設定者に担保価値維持義務を課した判例（最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁）から、集合動産譲渡担保権設定者の担保価値維持義務を導出できることを論証した。そのうえでさらに、担保価値維持義務の具体化として設定者に動産の補充義務を課すべきことを提唱した。続いて、第7節では、集合動産譲渡担保における集合物の固定化概

念をめぐる議論の意義と問題点を検証した。集合動産は流動資産であることから、私的実行に際して流動性を停止させる必要があるが、それを「固定化」という行為として重視するか否かをめぐり近時の学説では激しい議論がなされ、担保法改正における争点の一つとなっている。さらに、第8節では、集合動産譲渡担保権に基づく物上代位の問題を検討した。集合動産譲渡担保は搬入搬出を繰り返す多数の動産を担保目的物とすることから価値代償物上に優先権を認める物上代位の必要性について議論がなされていたところ、判例(最決平成22年12月2日民集64巻8号1990頁)は、通常の営業が停止した場合における保険金請求権に対する物上代位を肯定した。この判例の意義を検証することを通じて、集合動産譲渡担保権に基づく物上代位が原則として許されないことの正当性を論証した。続いて、第1編第2章では集合債権譲渡担保をめぐる判例学説を考察した。第1節では集合債権譲渡担保においても集合動産譲渡担保の場合と同様に集合物論を唱える必要があるかを検証し、第2節では集合債権譲渡担保に含まれている将来債権の譲渡についてその有効要件を考察した。以前の判例は、被譲渡債権の発生原因、始期と終期、金額により譲渡の範囲が確定(特定)され得る特定性要件の他に、債権発生の確実性も有効要件に加えていたが、近時の判例は特定性要件のみを有効要件としており、発生が確実でない債権を譲渡の対象とする契約でも原則有効であるとしている。このような近時の判例の正当性を論証している。次に、第3節では集合債権譲渡担保権の対抗要件について検討した。通常の債権譲渡と同様に、確定日付のある証書による債務者への通知もしくは債務者からの承諾を集合債権譲渡担保権の対抗要件とした最高裁平成13年判決について、債権の帰属の移転時期と取立権の移転時期を異にする通知が何故に第三者対抗要件になり得るのかその正当性を論証するとともに、特別法上の債権譲渡登記と民法上の対抗要件の関係について解明を試みている。続いて第4節では譲渡担保権設定者である譲渡人の債権取立権について、第5節では設定者の担保価値維持義務について、集合動産譲渡担保との比較を交えながら、集合債権譲渡担保に特有の問題を抽出したうえで、動産担保と同様に扱うことの必要性について検証した。そして、第6節では、譲渡制限特約付債権が被譲渡債権に含まれていた場合の問題について近時の下級審裁判例が提示した論点が集合債権譲渡担保の妨げになるかを検討している。第7節では、2017年に日本民法の債権関係の条文が大幅に改正されたが、ABLにおける集合債権譲渡担保に関しても改正の影響を検討する。第1編第3章では、ABLをめぐる近時の学説状況を分析し、欧米諸国との比較法的考察に重きを置いた近時の学説が、従来の日本における判例法理の分析を重んじる学説とどのような違いがあるかを考察し、最近の担保法改正に向けた動きも検討している。

第2編は中国法におけるABL関連の判例法理と学説を分析するものである。分析方法は日本法の分析と同じく、中国における浮動動産抵当(第1章)、中国における債権担保(第2章)、中国におけるABLの議論状況(第3章)という構成で分析するものである。動産担保については浮動動産抵当制度が法制化されており、登記制度も整備されていることから、非占有の集合動産担保を動産抵当というかたちでABLに採り入れることができるので、この点ではABLにとって望ましい法状況が整っているといえる。その一方で、中国ではABLを導入するにあたり、債権担保の法律構成において問題が残されている。債権担保をみると、債権質と債権譲渡担保が厳格に区別され、債権質では登記が整備されているが、その一方で、債権質によって将来債権への担保設定が可能であるのか疑問が残されている。また、債権譲渡担保については、国の機関や業界団体によって利用が促進されており、金融実務でも集合債権譲渡担保の利用が増大しているが、集合債権譲渡担保をめぐる判例法理が確立しているとはいえず、また、債権譲渡担保の法形式にあたる債権譲渡について登記制度が存在せず、さらに信用証書の交付では登記代わりの公示機能を果たせないことから、集合債権譲渡担保という法律構成によってABLの内部に債権担保を採り入れたとしても、様々な法律問題の発生が懸念される。そして何より、同じABL内部において動産担保については動産抵当という法律構成、債権担保については債権譲渡担保という法律構成に依拠することにより、動産担保と債権担保の対応に違いが生じ、このことがABLの円滑な運用の妨げとなるおそれがあることを明らかにした。

第3編は日本の法状況のまとめ(第1章)と中国の法状況のまとめ(第2章)を比較して、日本法から得られる示唆(第3章)を解明したものである。日本法と中国法との比較を通じて、ABLが円滑に運用されるためには、中国法のように動産担保は動産抵当、債権担保は登記のある債権質あるいは登記のない債権譲渡

担保というように、動産担保と債権担保のそれぞれについて別々の法制度を用いるのではなく、日本法において動産担保は集合動産譲渡担保、債権担保は集合債権譲渡担保として双方ともに譲渡担保権という法律構成で統一されているように、動産担保と債権担保における法律構成の統一化（統合化）を図ることが必要であると思われる。現に、日本では動産譲渡担保権と債権譲渡担保権に共通して適用される動産債権譲渡特例法の下で、動産譲渡登記制度と債権譲渡登記制度が設けられており、また、担保権設定者の処分権限の範囲、設定者に課せられる担保価値維持義務の内容、担保目的物の固定化などの法的諸問題についても集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保の双方において統一されたルールの構築が可能となっている。

結論としては、日本法では、ABL を構成する集合動産担保と集合債権担保について、いずれも譲渡担保という法律構成が採用されていることから、両担保の担保価値維持義務、登記制度などの統合化を図ることが可能な状況にある。これに対し、中国法においては、従来から、動産担保と債権担保がそれぞれ動産抵当と債権質あるいは債権譲渡担保という相互に別個の法律構成で成り立っているので（現在では民法典の各編に定められている）、譲渡担保についての立法化が期待される。

以上